

森大輔法律事務所 News Letter

2021年
2月号
VOL.14

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

- | | | |
|-----|--------|--|
| P 1 | 代表挨拶 | 弁護士 森 大輔 |
| P 2 | 事務所報 | 「緊急事態宣言下または直後における労務問題
ポイント解説セミナー開催について」 |
| | 弁護士コラム | 「キャッチコピーにも著作権がある！？」 |
| P 3 | 弁護士コラム | 「テレワークと労務管理」 |
| | 弁護士コラム | 「新たなパワハラ～コロナハラスメント～」 |
| P 4 | 弁護士コラム | 「自転車と僕」 |
| | 事務員コラム | 「わが事務所のテレワーク事情2」 |
| | 事務所報 | 「出版物のご案内」 |

代表挨拶 弁護士 森 大輔



今年最初のニュースレターとなります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。昨年は、これまでに経験したことがない未曾有の年となりました。新型コロナウイルスの感染者が国内でも確認され、その後みるみる間に感染が広がり緊急事態宣言に突入し、経済もストップするという事態にまで発展しました。あれからもう一年が経とうとしますが、まだまだこの事態が収束に至ってはおりません。この新型コロナウイルス感染拡大の影響により、働き方も大きく変わりました。在宅ワークが導入され、DX化が進みました。他方で、働き方が変われば、これまでの就業規則では対応できないことがたくさん発生します。顧問先企業様からも多くの問い合わせを頂きました。特に、在宅ワークを取り入れた場合に労働時間の管理はどうしたら良いのか、通勤手当は今後どうなるのか、在宅ワークにかかる費用は会社が全額負担をしなければならないのか、さらには新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応方法などのご質問が多かったと思います。会社様におかれましても、これまでに経験したことがない事態に混乱をしたこともあったと思います。

そのため、弊所では、個別に対応するだけではなく、全顧問先様にも情報を伝えようと、新型コロナウイルスと労務問題に関するセミナーをいち早く開催しました。セミナーの動画を録画してYouTubeにアップし、顧問先様のみの限定公開としてご覧いただきました。そして、顧問先様からは、「勉強になりました。」「すぐにコロナ関連の相談ができるような体制になってくれていて良かった。」というお言葉も頂きました。我々も新型コロナウイルス感染拡大により今までと同じ方法では仕事が出来ず、不安の日々が続きましたが、このような顧問先様からのお言葉を受けることで、コロナ禍においても我々の存在意義を確認することができ、不安を乗り越えられたような気がします。また、皆さまが頼りにして下さっていることを実感することができた貴重な一年でした。

まだまだ、新型コロナウイルスの感染は収束しませんが、我々も皆さまにさらに頼られるように今年も成長していきたいと思っております。

事務所報 「緊急事態宣言下または直後における労務問題 ポイント解説セミナー開催について」

2回目の緊急事態宣言が発令され（一部地域）、更に延長がなされております。コロナ禍が長期化する中で、関連する労務問題のご相談も徐々に多くなってまいりました。

そこで当事務所では、現在、様々な労務問題に直面されている、社労士の先生方を対象に「緊急事態宣言下または直後における労務問題ポイント解説セミナー」を開催することといたしました。

扱うテーマは、「テレワーク及び時差出勤の労務管理」「感染者及び濃厚接触者への対応」「コロナ禍に注意すべきハラスメント」「確認すべき就業規則のポイント」「整理解雇と団体交渉」です。どれも弊所にご相談が相次いでいるテーマばかりを、要点を押さえてご説明しました。また、オンライン上ではございますが、議論を深め、気軽にご質問をお受けできますように双方向の講義を試みております。

今回のセミナーにご参加いただけなかった先生方でも、テーマにご関心がございましたらご一報ください。ご相談をお受けいたします。これからも社労士様向けのセミナーは定期的に開催していく予定でございますので、今後のご案内にも、ご注目いただけますと幸いです。

日時：令和3年2月16日(火)15時～ 2月25日(木)18時～

場所：オンラインにて開催

講師：弁護士 森大輔・弁護士 杉浦友亮・弁護士 岡井裕夢



弁護士コラム 「キャッチコピーにも著作権がある!？」

弁護士の岡井裕夢です。インターネットの普及や様々なSNSの登場により、皆さんは手軽に自分の作品を公開したり、情報発信することができるかと思います。そのため、情報発信をしている企業だけでなく、個人においても著作権が身近な法律となっており、基本的な理解は欠かせないものといえます。世の中には、有名なキャッチコピーがいくつもあります。例えば、「いつやるの? 今でしょ!」といったキャッチコピーは皆さんご存知かと思います。こういったキャッチコピーをそのまま若しくは少し変えて広告に使いたいと考えている企業はあるかと思いますが、このようなキャッチコピー自体にも著作権があるとすると、著作権者に無断で使用することができません。

結論からいうと、一般的にキャッチコピーやキャッチフレーズのような短い言葉は、世間にありふれているため、「創作性」が否定され、著作物にあたらない可能性が高いです。

ただし、短い言葉だからすべて著作物ではない、ということにはなりません。例えば、俳句（五・七・五）や短歌（五・七・五・七・七）は、思想又は感情が創作的に表現されていると判断されるのが一般的です。この点、創作性が認められなかったケースとして有名な裁判例に「スピードラーニング事件」（知財高判平成27年11月10日判決）があります。

原告のキャッチコピー	被告のキャッチコピー
・音楽を聴くように英語を聞き流すだけ 英語がどんどん好きになる	・音楽を聴くように英語を流して聴くだけ 英語がどんどん好きになる
	・音楽を聴くように英語を流して聴くことで上達 英語がどんどん好きになる
・ある日突然、英語が口から飛び出した！	・ある日突然、英語が口から飛び出した！
・ある日突然、英語が口から飛び出した	・ある日、突然、口から英語が飛び出す！

上記のとおり、原告のキャッチコピーと被告のキャッチコピーが類似している中、知財高裁は、「広告におけるキャッチフレーズのように、商品や業務等を的確に宣伝することが大前提となる上、紙面、画面の制約等から簡潔な表現が求められ、必然的に字数制限を伴う場合は、そのような大前提や制限がない場合と比較すると、一般的に、個性の表れと評価できる部分の分量は少なくなるし、その表現の幅は小さいものとならざるを得ない。」等を理由に創作性が否定される場合があると判示しました。

創作性に関する判断は、個別事案によるため明確な基準がありませんが、上記裁判例を踏まえると、一般的な短いキャッチコピーの場合、表現の幅が小さいため、創作性が認められない傾向にあります。

弁護士コラム「テレワークと労務管理」

弁護士の杉浦友亮です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、労働環境の大きな変化として挙げられるのは、やはりテレワークの浸透ではないでしょうか。これまでも、働き方改革やICT（情報通信技術）の発達に伴い、政府からテレワーク制の導入が推進されてきましたが、令和2年4月の緊急事態宣言の発令以降、大きく進められたように感じます。

しかし、テレワーク制を導入することで、これまでと違った対応が使用者に求められることもあります。例えば、従業員の労務管理です。

従業員の労働時間を把握することは、使用者の責務です。出社して勤務するのであれば、タイムカードやICカードの打刻で、従業員の始業・終業時間を把握する会社が多いと思います。しかし、打刻システムがオンラインに対応していない場合、テレワーク制を導入することで労務管理ができなくなってしまうかもしれません。そこで、一定の要件を満たし、正確性が担保されている場合には、従業員による自己申告制による始業・終業時間の把握が認められています。

このようなテレワークの基本方針は、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（いわゆるテレワークガイドライン）で定められていますが、中小企業にもテレワークを普及させるため、今年の3月に改訂が予定されています。

どのような改訂が予定されているかは、昨年末に提出された厚労省の報告書案が参考になります。報告書案によると、自己申告制による労務管理をより容易にしたり、事業場外みなし労働時間制の利便性を高めること等が盛り込まれるようです。また、「つながらない権利」という新たな概念も盛り込まれるかもしれません。

テレワークガイドラインの改訂は、今後の働き方に影響を与えるものと思われるので、是非注目してみてください。



弁護士コラム「新たなパワハラ～コロナハラスメント～」



弁護士の岡井裕夢です。新型コロナやリモート会議等が増えたことによって新たなハラスメントが登場したとされています。使用者側としては、こういった内容がハラスメントにあたるかといったことを知るだけでなく、こういった状況での発言がハラスメントになりやすいのかといった点を抑えておくことが重要かと思っています。

たとえば、

・会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。

正当な理由があり、適切な時に適切な言い方で伝えた場合には、ハラスメントに該当しないと思われます。

- ・除菌スプレーをかけられた。
- ・若いから感染しても大丈夫と意に反したことを言われ、テレワークでも遂行可能な仕事であるにもかかわらず混雑した電車通勤を強制された。

このような言動は、ハラスメントになる可能性が高いです。令和2年6月1日より、パワハラに関する法律が改正されて防止措置義務の定めが新設されました。そのため、職場では、産業医などから助言を得ながら、ある程度医学的根拠を有する防止策を策定し、労働者に周知する等の対応策が必要になるかと思っています。

次に、リモートハラスメント（リモハラ）の具体例は以下のとおりです。

- ・「大した仕事もしてないのにいい部屋に住んでるな」などと仕事と無関係な発言【精神的な攻撃】
- ・合理的な理由がないのに、特定の労働者をリモート会議に参加させない。【人間関係からの切り離し】
- ・相応の理由がないにもかかわらず、カメラをオンにしておくことを執拗に要求すること。【過大な要求】
- ・部屋の中を見せるよう要求【パワハラまたはセクハラ】

リモートワークは、業務とプライベートとの区別が曖昧になりやすいといった点が特徴的です。そのため、発言者はあまりハラスメントの意識がないことが多いです。対策としては、リモートワークを行う際、業務であることを常に意識することが重要です。業務と関連しない言動はハラスメントとなりやすい傾向があることを十分認識しておく必要があります。

弁護士コラム 「自転車と僕」

弁護士の杉浦友亮です。緊急事態宣言を受け、様々な場面で生活様式の変化が求められるようになりました。私は、これまで、満員電車で30分ほど揺られながら事務所に通っていましたが、緊急事態宣言発令を機に、自転車通勤を始めてみました。

初めは職場まで本当にたどり着けるのか不安でしたが、始めてみると案外すいすいに行けるものです。朝の運動は、頭がすっきりして、日中の仕事も集中力が増したように思いますし、帰り道では、一日同じ態勢でいた体にちょうど良い刺激になります。

また、いつもと違う道から帰ってみると、思いがけない街にたどり着いたり、街や通り、橋の名前などから歴史を知ることができ、とても良い気分転換になります。

ただ、自転車通勤の際は、動きやすい服装やリュックで通勤していますので、これまで毎日スーツ姿で勤務していたギャップからか、事務所のメンバーからは、副業でテイクアウトの配達員のバイトを始めたの？と言われることも。

皆さんは、最近新しくはじめたことはありますか。



事務員コラム 「わが事務所のテレワーク事情2」



事務局の新保です。コロナウイルス感染リスクを妨げるためのテレワークという働き方が世の中に定着し始めて、1年近くが経ちました。当事務所でも、事務所内での密を避けるため、できる仕事は在宅を推奨されています。当事務所の事務局は2人ですので、基本的には交代でテレワークをしています。私がテレワークで感じた一番のメリットは、自律して仕事の計画を立てるようになったこと、デメリットは人と会わないストレスです。コミュニケーションは文字で伝えるのと、会って話すのでは温度差があります。重要な報連相は、やはり顔を見て伝えたいと思うのは、昔の人間だからなのでしょう。

また、テレワークで必ずしていることがひとつあります。それは自身の横に全身鏡を置くことです。自宅だと他人の目がない分、姿勢が悪くなりがちですが、気が付くとしゃんとしますし、また集中をしていない時の自分の姿が鏡に映ることで、「集中しなくては！」と自分を律する効果があります。客観的に自分を見ることは、色々な気づきをもたらします。お勧めです。

テレワークの良さもありますが、兎にも角にも、コロナウイルス感染症が一刻も早く収束し、皆様にお会いできますことを切に祈ります。

事務所報 「出版物のご案内」

企業法務や労務問題に注力しております、弊所の代表弁護士、森大輔が共同編集及び共同執筆を行いました『パワーハラスメント実務大全』が、このたび出版されることとなりました。

パワハラ防止法が2020年6月に施行、パワハラの基準が定められ、企業に新たな義務が課されたことなどに伴い、企業や、労務を扱う土業事務所を取り巻く環境は大きく変化しました。

そこで、そのような社会のニーズに合わせ、第1編は、パワハラとは何かから始まり、続いて研修や規則の整備などの予防段階について、現実にはパワハラの通報や被害があった場合の措置について、そして紛争段階へと、時系列に沿って編集し詳しく解説してあります。また第2編は、具体的な問題をQ&A形式にして、実務上の問題点をリアルに解説してあります。

企業のご担当者様、社労士の先生方、弁護士の先生方、ご一読いただけますと幸いです。

『パワーハラスメント実務大全』東京弁護士会 法友全期会（編・著）

発行：日本法令 発売予定：2021年4月

定価：¥4,510(税抜価格¥4,100)

パワーハラスメント実務大全

東京弁護士会
法友全期会
編著



パワー ハラスメント 実務大全

東京弁護士会 法友全期会【編著】

具体的な事例を基にQ&A方式で、
パワハラ相談対応・紛争解決・防止方法を解説。
法や指針、裁判例と実務上の細かいポイント、
微妙な事例等まで網羅！

弁護士・社労士・企業担当者必携！

日本法令

発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097